

チームグリーンリボン NIIGATA」参加のお願い

当財団の事業活動につきましては、日ごろより、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当財団では、より多くの県民から移植医療をご理解いただき、自動車運転免許証や健康保険証などへ臓器提供に関する意思表示をするよう普及啓発活動を行っております。

このたび、普及啓発をより効果的に行うため、当財団の活動にご賛同いただける県内の企業様や団体様と共に「チームグリーンリボン NIIGATA」を発足させることといたしました。

各企業・団体様におかれましてはご多用のところ恐れ入りますが、地域への社会貢献、また移植医療の発展についてご理解いただき「チームグリーンリボン NIIGATA」へご参加くださいますようお願い申し上げます。

記

1. チームグリーンリボン NIIGATA へのご参加【別紙 1】

- ① 協賛金のお願い（年間 1 万円、3 万円、5 万円、7 万円以上）
 - ② 社内・団体様の事務所内などに移植医療に関するポスターの掲示
 - ③ 移植医療に関する県民大会等のイベントへのご協力
 - ④ 新入社員研修など、当財団の普及啓発の時間をいただく
- ※ ③、④はご協力いただける範囲で構いません。
※ 当財団ホームページにて御社バナーを掲載します。

2. 連絡先

公益財団法人 新潟県臓器移植推進財団 事務局
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1（健康づくり支援課内）
電話・FAX 025-283-4880
ホームページ <http://www.niigata-ot.net/>

※賛助会費・寄附金の優遇措置について（別紙2）

ご寄附いただいた方は申告により寄附金控除の優遇措置を受けることができます。

(別紙1)

1. 協賛金のお祝い (①について)

ご賛同いただきました場合の協賛金は、年間で 1 万円、3 万円、5 万円、7 万円以上のうち、御社・団体様のご賛同いただける額を協賛金として納付いただきたくお願い申し上げます。

協賛金額に応じて、当財団ホームページに御社・団体様の「協賛企業・団体様バナー」を設置して、また御社・団体様の HP へジャンプできるようにいたします。

※協賛いただきました場合は、寄付金控除措置を受けることができます。別紙資料の「賛助会費・寄付金の優遇措置について」をご参照ください。

2. 社内・団体様の事務所内等への移植医療に関するポスターの掲示について (②について)

(公社) 日本臓器移植ネットワーク、当財団、移植医療支援団体などが発行する移植医療推進関連ポスターを社内、団体事務所の掲示版、及び食堂などに掲示いただき、社員様をはじめ、ご来客の皆様が閲覧できるようご協力をお願いいたします。

3. (任意) 移植医療に関する県民大会等のイベントへのご協力のお祝い (③について)

新潟県や当財団が主催する「臓器移植フォーラム」等のイベント開催時の社内での案内促進と、運営スタッフとして人的協力、及び資金協力などをお願いいたします。

4. (任意) 新入社員研修など、当財団の普及啓発の時間をいただくお祝い (④について)

新入職員研修や社内研修の際、御社・団体様のお許しいただける範囲で移植医療の普及啓発に関するお話をさせていただきたくお願いいたします。

なお、当財団職員が伺う際、交通費・謝金などの経費は一切かかりません。

<連絡先>

公益財団法人 新潟県臓器移植推進財団 事務局

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 (健康づくり支援課内)

電話・FAX 025-283-4880

ホームページ <http://www.niigata-ot.net/>

賛助会費・寄付金の優遇措置について

当財団は、平成 26 年 4 月 1 日から公益法人となっており、ご寄付された方は以下のとおり寄付金控除の優遇措置を受けることができます。

※詳しくは所轄の税務署でご確認ください。

1. 法人の場合

法人税における優遇措置（法人税法第 37 条）

会社などの法人が支出した寄付金については、一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で損金算入をすることができます。確定申告書にその金額を記載し、寄付金の明細書を添付するとともに、所定の書類を保存している必要があります。

次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

① 特定公益増進法人に対する寄付金の合計額

② 特別損金算入限度額

$$\left(\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 1,000 + \text{所得の金額} \times 100 \right) \times 2$$

(資本金等の額 × $\frac{3.75}{12}$ × 1,000 + 所得の金額 × 100) × 2

2. 個人の場合

所得税における優遇措置（所得税法第 78 条）

個人が支出した寄付金については、寄付金控除として所得金額から控除されます。確定申告を行うことで、所得税が還付される場合があります。寄付金控除又は寄付金特別控除(税額控除)に関する事項を記載した確定申告書を提出する必要があります。

なお、勤務先などで行う年末調整等では控除は受けられません。

次のいずれかを選択できます。

① (寄付金額 (注 1) - 2,000 円) を所得金額から控除

② (寄付金額 (注 1) - 2,000 円) × 40% (注 2) を所得税額から控除

(注 1) 所得金額の 40% を限度とします。

(注 2) 所得税額の 25% を限度とします。

3. 領収書発行について

領収書が必要な方は当財団事務局まで御連絡をお願いいたします。